

令和 7 年 1 0 月 2 2 日
東 北 運 輸 局

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和 7 年 1 0 月 2 2 日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 3 3 条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町 2－3－1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（15 営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
青森	岩 木	1 両× 4 7 日 1 両× 4 8 日	山形	長 崎	1 両× 1 0 0 日
青森	奥 瀬	1 両× 5 2 日 1 両× 5 3 日	秋田	西馬音内	2 両× 3 6 日 1 両× 3 8 日
岩手	釜 石	2 両× 3 0 日	秋田	男 鹿	1 両× 1 1 3 日
岩手	笹 間	1 両× 1 3 7 日	宮城	石 森	2 両× 3 6 日 1 両× 3 8 日
岩手	花巻温泉	1 両× 1 5 0 日	宮城	米 山	2 両× 5 5 日
岩手	新 町	1 両× 1 2 1 日	福島	北塩原	1 両× 8 1 日
岩手	野 田	1 両× 1 5 9 日	福島	山 都	1 両× 8 0 日
山形	宮 内	2 両× 3 5 日 1 両× 3 7 日			

3. 処 分 日

令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）

【問合せ先】

東北運輸局自動車交通部自動車監査官 担当：藤田、高貝

TEL：022-791-7532